

成人肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は、肺炎、慢性気道感染症、副鼻腔炎、中耳炎などの原因になる細菌で、健康な人の鼻、のど、上気道にしばしば存在し、感染者の痰、鼻水などから感染します。感染しても症状が出ない人が多く、体力や免疫力が低下すると肺炎などを発症しやすくなります。

国では、10月1日から成人の肺炎球菌感染症を、定期予防接種の対象とし、平成26年度から平成30年度までの対象者を定め

ました。そのため、市では、定期予防

接種の対象となった方で、予防接種を希望される方に対し、助成を行います。

■対象者：市に住民登録のある方で、成人肺炎球菌を接種したことのない次のいずれかの要件に該当する方

①当該年度末年齢が、65・70・75・80・85・90・95・100歳の方（平成27年度の対象者は左記表を参照）

②当該年度末年齢60～64歳の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に

障がいや有する方（各障がいについて、身体障害者手帳1級および2級所持者）

■接種期間：4月1日（水）～平成28年3月31日（木）

■公費負担金額：3,000円

■接種回数：1回

■接種場所：茨城県広域予防接種協力医療機関（事前に医療機関で、協力医療機関に登録されているかを確認してください）

※施設に入所している方や病院に入院している方で、県外の医療機関で接種を希望される方は、事前に健康増進課へお問い合わせください。

◆対象の方には4月末に予診票をお送りします。

日本脳炎積極的勧奨の対象の方へ

日本脳炎の予防接種による健康被害が否定できない症例が発生したため、平成17年5月より、日本脳炎予防接種の積極的な接種勧奨の差し控えを止めています。

平成21年6月から新ワクチンの「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」の使用が開始となり、問題なく経過していることから、平成22年度から順次積極的勧奨を実施しています。

平成27年度、日本脳炎積極的勧奨の対象者は次のとおりとなります。



対象者の方には、3月下旬に詳細を通知いたしますので、ご確認ください。

■平成27年度対象者

第2期：平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、第2期が接種済みでない方

■日本脳炎特例措置対象者

平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方で、積極的な勧奨の差し控えにより日本脳炎予防接種を接種する機会を逃した日本脳炎特例措置対象者については、20歳未満までの間、公費で接種する事ができます。接種を希望される場合は、健康増進課までお問い合わせください。

《平成27年度対象者》

年齢	生まれた期間
65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日
100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日

お子さんが入院・入所中の方へ 長期里帰り中の方へ

次の①②に当てはまる方で、茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関および予防接種要

注意者制度の指定医療機関以外で、お子さんの定期予防接種を希望される方は、接種予定の1カ月前までに健康増進課へご相談ください。

【対象者】

①茨城県内定期予防接種広域事

業協力医療機関および予防接種要注意者制度の指定医療機関以外の病院などに入院・入所している定期予防接種対象者

②茨城県外にやむを得ない事情で長期里帰りなどをしており、茨城県内の定期予防接種広域事業協力医療機関外での接種を希望している定期予防接種対象者

「このページのお問い合わせ」

健康増進課（保健福祉センター内）

☎25・2100